**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都青梅市沢井三丁目九八一番地、最後の住所東京都青梅市沢井三丁目九八一番地
被相続人　亡　木下　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十五日
東京都立川市柴崎町二丁目三番一〇号小沢ビル三階真喜法律事務所
相続財産管理人　弁護士　部谷真起子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県下高井郡山ノ内町大字平穏一〇六九番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　田村　督幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十五日
長野市妻科四二二番地　宮澤法律事務所
相続財産管理人　冨沢　大樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県碧南市堀方町一丁目一二番地、最後の住所愛知県安城市東端町向山二九番地
被相続人　亡　澤田　英一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十五日
愛知県安城市三河安城本町一―二九―一六
三河安城法律事務所
相続財産管理人　弁護士　増田乾太郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府堺市西区草部一四四一番地、最後の住所大阪府大阪市西成区萩之茶屋一丁目一二番一三号マンションイノセンス四一四号
被相続人　亡　西田　冨美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十五日
大阪市北区南森町一丁目二番二五号南森町アイエスビル四階
相続財産管理人　弁護士　一津屋香織

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍島根県益田市横田町一九七九番地二、最後の住所大阪府東大阪市六万寺町一丁目二一番七号特別養護老人ホーム六万寺園
被相続人　亡　宮崎タケノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十五日
前事務所島根県鹿足郡津和野町後田ロ二六三番地、現事務所山口県山口市小郡下郷二一八九番地一
相続財産管理人　上田　創

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整理のために無縁墳墓等について墳墓の敷地内改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご了承下さい。

平成二十七年七月十五日
一、墳墓等所在地　兵庫県赤穂郡上郡町苔縄字片山八四番地
一、墳墓等の名称　上郡町苔縄共同墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　兵庫県赤穂郡上郡町苔縄六九三の一番地　苔縄共同墓地管理組合
役員一同　組合長　西谷　修

**公示送達**

読谷村大湾東土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項及び第五項の規定による仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良九五四番地二
氏名　仲本　兼一
（通知の内容）
㈠　従前の土地
沖縄県中頭郡読谷村字大湾五四番地
六七、六七㎡
㈡　仮換地
三二街区一の四　五四、一〇〇㎡
㈢　仮換地指定の効力発生の日
平成二十七年六月二十四日
仮換地について使用または収益を開始することが出来る日は別に定めて通知します。
なお、仮換地指定通知、位置図、仮換地図については、組合掲示場に掲示してあります。

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年７月15日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社トラスティエム　②東京都知事(1)93790　③代表取締役　平間雅男　④東京都練馬区石神井台三丁目９番１号　株式会社トラスティエム　代表取締役　平間雅男

①三井ホーム株式会社　②国土交通大臣(10)2531　③代表取締役　市川俊英　④東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　廃止した従たる事務所　千葉県船橋市浜町２丁目１番１号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　三井ホーム株式会社　代表取締役　市川俊英

①株式会社実光　②東京都知事(6)60060　③代表取締役　石塚敬子　④東京都東久留米市下里３丁目11番３号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都東久留米市下里３丁目11番３号　株式会社実光　代表取締役　石塚敬子

①セイワ不動産株式会社　②国土交通大臣(1)8615　③代表取締役　黒田順一　④大阪府大阪市福島区福島５丁目８番１号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市北区芝田２丁目２番１号　⑤500万円　⑥国土交通大臣　⑦大阪府大阪市福島区福島５丁目８番１号　セイワ不動産株式会社　代表取締役　黒田順一

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に沖縄県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に読谷村大湾東土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三、右記教示一の審査請求をした場合においては当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に読谷村大湾東土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成二十七年七月十五日
沖縄県中頭郡読谷村字大湾四二五番地
読谷村大湾東土地区画整理組合
理事長　松田　武夫